

## 競技者登録に関する規程

(社)日本オリエンテーリング協会

1. 総 則
  1. 1 この規程は、社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「J O A」という）定款第3条及び第4条第五項に基づき、競技者登録制度について必要な事項を定めるものである。
  1. 2 競技者登録した者は、いずれかの都道府県を代表するオリエンテーリング団体（以下「会員」という）に所属する。
  1. 3 競技者登録した者は、J O Aが主催または公認するオリエンテーリング大会に出場することができる。
2. 登録申請
  2. 1 競技者登録有効期間は毎年4月1日より翌年3月末日までの一年間とする。競技者は年度毎に登録申請をしなければならない。
  2. 2 競技者登録しようとする者は、所定の登録申請書と登録料を会員に提出する。会員が登録申請を受けたときは、その明細をJ O Aに報告する。ただし会員は登録事務をJ O Aに返戻することができる。
  2. 3 J O Aは競技者登録一覧名簿を作成・管理し、各会員にそのコピーを送付する。各個人の競技者登録番号は、登録を継続する限り原則として変更されない。
  2. 4 競技者が登録申請ができる期間は、前年度2月1日から当年度7月末日までとする。但し日本学生O L連盟が扱う新人学生については12月末日まで登録申請ができる。
3. 登録先
  3. 1 競技者は、原則として、以下の(1)、(2)のいずれかに該当する会員に登録申請する。
    - (1). 居住地または勤務地（学生・生徒にあっては学校所在地）
    - (2). 学生（大学・大学院・専門学校等）に限り出身高等学校所在地ただし、(1)、(2)に該当しない場合でも、会員が妥当と認めればその会員に登録申請することができる。
  3. 2 競技者が同じ年度内に登録できるのは一会員とし、年度途中での変更は認めない。
4. 一時登録
  4. 1 上記にもとづく競技者登録をしていない者が、J O Aの主催・公認大会に出場を希望する場合は、一時登録をしなければならない。但し、B、Nクラスはこの限りではない。
  4. 2 一時登録しようとする者は、大会参加申込書にその旨を記入し、一時登録料を添えて提出する。一時登録は当該大会のみに有効とする。
  4. 3 エリート・クラスおよび選手権クラスについては、一時登録を認めない。
5. 付 則  
競技者登録の登録料は年額2000円とし、学生（大学院生も含む）を1000円、高校生以下（18歳未満）を500円とする。  
一時登録料は一大会あたり500円とし、B、Nクラスは免除する。  
この規程は、平成16年2月1日より改正施行する。

平成11年5月22日制定  
平成15年6月 1日改定  
平成15年12月 1日改定